

浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○次の系統においては、上表の内容で実施します。

なお、系統の右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

東飯田系 ： ジノク配水系 ：（項目名）蒸発残留物
 野上系 ： 河内 富迫配水系 ：（項目名）アルミニウム・蒸発残留物
 河内 越道配水系 ：（項目名）アルミニウム・蒸発残留物
 余谷（尾本） 重原配水系 ：（項目名）蒸発残留物
 飯田系 ： 飯田配水系 ：（項目名）蒸発残留物

○次の系統においては、確認のため毎月項目について、毎月実施します。

東飯田系 ： 嫁田配水系
 野上系 ： 河内 河内配水系・河内 町田配水系・余谷（尾本） 尾本系
 飯田系 ： 北方配水系

水質管理目標設定項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	N o	項目名				
管理	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－	－	1回/年	有機フッ素化合物の汚染を確認するため

○ No. 31 PFOS及びPFOAのみ、次の施設で実施します。

東飯田系	：	ジノク配水系	野上系	：	余谷（尾本）	重原配水系
野上系	：	河内 越道配水系	飯田系	：	飯田配水系	

その他の項目

追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	－	－	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	---	-----------------------	---	---	------	------------------

○放射性セシウムは、全項目を行う、次の系統で実施します。

東飯田系	：	ジノク配水系				
野上系	：	河内 富迫配水系・河内 越道配水系・余谷（尾本）	重原配水系			
飯田系	：	飯田配水系				

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果（残留塩素）	不可	1回/日	1回/日

原水における各項目の検査頻度及び設定理由

水道法に基づく水質検査項目

項目内容			基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	N o	項目名			
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため（クリプト等指標菌）
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況に問題はないが確認のため（新規項目）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	22	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	24	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	26	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	27	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	28	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	29	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	31	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	p H値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	味	—	—	原水なので対象外
基準	49	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	50	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため

○ 次の水源は、濾過施設がなく、過去の検査結果値において大腸菌又は嫌気性芽胞菌が検出されたことがあるため、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回、大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回実施します。

東飯田系 ： 第一水源
飯田系 ： 北方水源